

3 消安第 2704 号
令和 3 年 8 月 10 日

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎
(公 印 省 略)

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 2 条第 3 項の規定に基づき次に掲げる物を飼料添加物として指定するとともに、同法第 3 条第 1 項の規定に基づき当該飼料添加物の基準及び規格を設定すること。

L-イソロイシン



(参考)

L-イソロイシンの飼料添加物としての指定並びに基準及び規格の設定に関する 食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

L-イソロイシンは、哺乳動物、家禽、魚類及び甲殻類の必須アミノ酸である。既に食品添加物として国内外において使用が認められており、飼料添加物としても EU、米国において使用が認められている。

今回要望があった L-イソロイシンは、製造コストが高く、これまで飼料として利用することが困難だったが、近年、安価に製造する技術が確立され、飼料中の粗たん白質を抑えた環境負荷の低減を目的とした飼料への活用が期待されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、令和 2 年 7 月 31 日に農業資材審議会飼料分科会飼料安全部会飼料添加物効果安全性小委員会において、飼料添加物の効果安全性に関する審議が終了している。

2. 改正の概要

L-イソロイシンを飼料添加物として指定し、製造用原体及び製剤の成分規格及び基準等を設定する。

なお、用途は飼料の栄養成分その他の有効成分の補給で、全家畜等を対象とする飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の指定等に係る食品健康影響評価の結果及び農業資材審議会飼料分科会の答申を得た後、飼料及び飼料添加物の成分規

格等に関する省令等の改正の進める。